

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の事前評価)

令和 4 年 12 月

1 政策評価の対象とした政策

令和4年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直轄事業	国有林直轄治山事業	1
合 計		1

2 政策評価を担当した部局

評価の実施に当たっては、東北森林管理局に設置している学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

評価担当部局

事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、国有林直轄治山事業について、林野庁国有林野部業務課及び東北森林管理局において実施した。（「事業評価担当部局一覧表」別添1）

3 政策評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。事業地区の評価の観点は、「林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について（概要）、新規採択チェックリスト」（参考資料）に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用便益分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。

評価の結果については、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 東北森林管理局において、学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。同技術検討会での意見の概要は以下のとおりである。
 - ・ 林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、費用便益分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析手法は妥当である。
 - ・ 事前評価実施地区について、費用便益分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析結果は妥当である。
- 2 事業評価技術検討会の委員構成は、（別添3）のとおりである。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」（別添2）のチェックリスト等及び「林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について（概要）、新規採択チェックリスト」（参考資料）である。

なお、上記の資料は、林野庁ホームページで公表することとしている。

（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/hyouka/r4hyouka.html>）

また、森林管理局事業評価技術検討会の資料等については、森林管理局ホームページで公表することとしている。

（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/index.html）

その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」（別添4）のとおりである。

7 政策評価の結果

評価の対象とした事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。

事業実施地区の評価結果は、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。